令和　7年（ケ）第　　88号

期　間　入　札　の　公　告

令和　8年　3月11日
前橋地方裁判所民事部執行係
裁判所書記官　荻　野　和　泉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　8年　4月14日から 令和　8年　4月21日　午後　5時00分まで	
開札期日	日　時	令和　8年　4月28日　午前　9時00分
	場　所	前橋地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時	令和　8年　5月19日　午後　1時00分
	場　所	前橋地方裁判所民事部執行係
特別売却実施期間	令和　8年　5月　1日　午前10時00分から 令和　8年　5月　1日　午後　5時00分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （1）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （2）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　8年3月11日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	8,850,000 7,080,000	一括	1,770,000	106,930	26,018
1	1,330,000				
2	190,000				
3	180,000				
4	7,150,000				
備考					

令和　7年（ケ）第　　８８号

物　件　目　録

１　所　　在　　伊勢崎市境栄

　　地　　番　　８６３番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２０７．７０平方メートル

２　所　　在　　伊勢崎市境栄字二枚橋

　　地　　番　　１８５番８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２９．３９平方メートル

３　所　　在　　伊勢崎市境栄字二枚橋

　　地　　番　　１８５番９

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２８．２３平方メートル

４　所　　在　　伊勢崎市境栄　８６３番地２

　　家屋　番号　　８６３番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造ルーフィングぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　５２．９９平方メートル
　　２階　　５１．１３平方メートル

令和　7年（ケ）第　　88号

物　件　明　細　書

令和　8年　1月29日
前橋地方裁判所民事部執行係
裁判所書記官　荻　野　和　泉

1　不動産の表示
【物件番号1～4】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～4】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号4】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　７年（ケ）第　　８８号

物　件　目　録

１　所　　在　　伊勢崎市境栄

　　地　　番　　８６３番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２０７．７０平方メートル

２　所　　在　　伊勢崎市境栄字二枚橋

　　地　　番　　１８５番８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２９．３９平方メートル

３　所　　在　　伊勢崎市境栄字二枚橋

　　地　　番　　１８５番９

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２８．２３平方メートル

４　所　　在　　伊勢崎市境栄　８６３番地２

　　家屋　番号　　８６３番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造ルーフィングぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　５２．９９平方メートル
　　２階　　５１．１３平方メートル

令和 7 年(ケ)第　８８　号
令和 7 年１０月 8 日受理
令和 7 年１１月２６日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所
執行官　黒　澤　美　和　㊞

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　７年（ケ）第　　８８号

物　件　目　録

１　所　　在　　伊勢崎市境栄

　　地　　番　　８６３番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２０７．７０平方メートル

２　所　　在　　伊勢崎市境栄字二枚橋

　　地　　番　　１８５番８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２９．３９平方メートル

３　所　　在　　伊勢崎市境栄字二枚橋

　　地　　番　　１８５番９

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２８．２３平方メートル

４　所　　在　　伊勢崎市境栄　８６３番地２

　　家屋　番号　　８６３番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造ルーフィングぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　５２．９９平方メートル
　　２階　　５１．１３平方メートル

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	群馬県伊勢崎市境栄８６３番地２　外（住居表示未実施）
土地	物件１、２、３
現況地目	■宅地（物件１、２、３）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件　４
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が空き家として占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（２枚目）

関係人の陳述等	
陳　述　者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■近隣者	（令和７年１０月２９日に聴取した） １　物件２には誰も住んでいません。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

■１　物件１上に物件４以外に登記された建物は存在しない。
２　物件２及び３上に登記された建物は存在しない。
３　物件２及び３上に跨って下記カーポートが存在する。下記カーポートは土地に強固に付着しているので、土地の定着物と認定した。
・定着物ア　鋼製カーポート（約２８．９１平方メートル）
４　Ａは物件２に居住しておらず、Ａから事情聴取することができなかった。
５　物件２に下記設備が存在する。下記設備はＡが所有しているかどうか不明なため、売却対象外とした。
・設備イ　太陽光発電設備（約５．５キロワット）
・設備ウ　蓄電池（約６．５キロワット）
６　物件２の南東側端部に電柱が所在している。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和７年１０月１５日 （水） 14:00－14:10	■物件所在地	■基礎調査
令和７年１０月１５日 （水） 14:40－14:50	■伊勢崎市役所	■間取図交付申請
令和７年１０月１７日 （金） 9:29－9:39	■前橋地方法務局	■登記事項証明書交付申請
令和７年１０月２９日 （水） 15:20－15:35	■物件所在地	■不在
令和７年１１月１１日 （火） 14:50－15:20	■物件所在地	■立入調査 ■写真撮影 ■占有調査

（特記事項）

■　令和７年１１月１１日
目的物件は不在で施錠されていたので，立会人Ｂを立ち会わせ技術者に解錠させて執行した。

□　令和　　年　　月　　日
目的物件は不在だったので、立会人　を立ち会わせ建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

■　令和７年１０月２９日及び同年１１月１１日
評価人同行

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

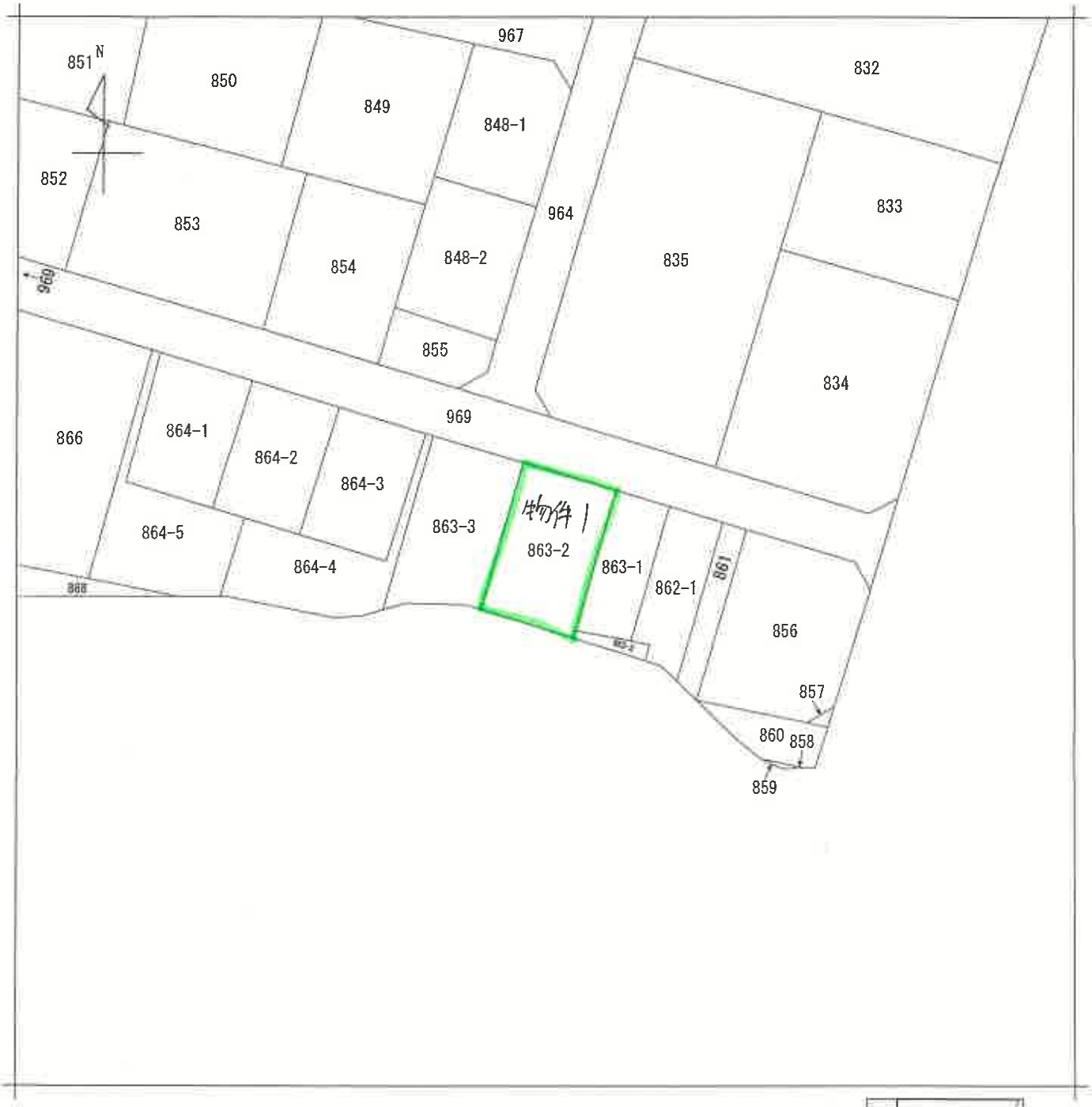

（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

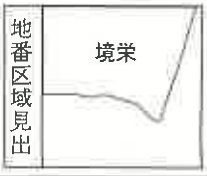

A3をA4に縮小コピー

請求部分	所　在	伊勢崎市境栄					地　番	863番2	
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和50年12月13日			備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（前橋地方法務局伊勢崎支局管轄）

令和7年8月26日

新潟地方法務局

請求番号：14-1　　登記官

(1/1)

（6 枚目）

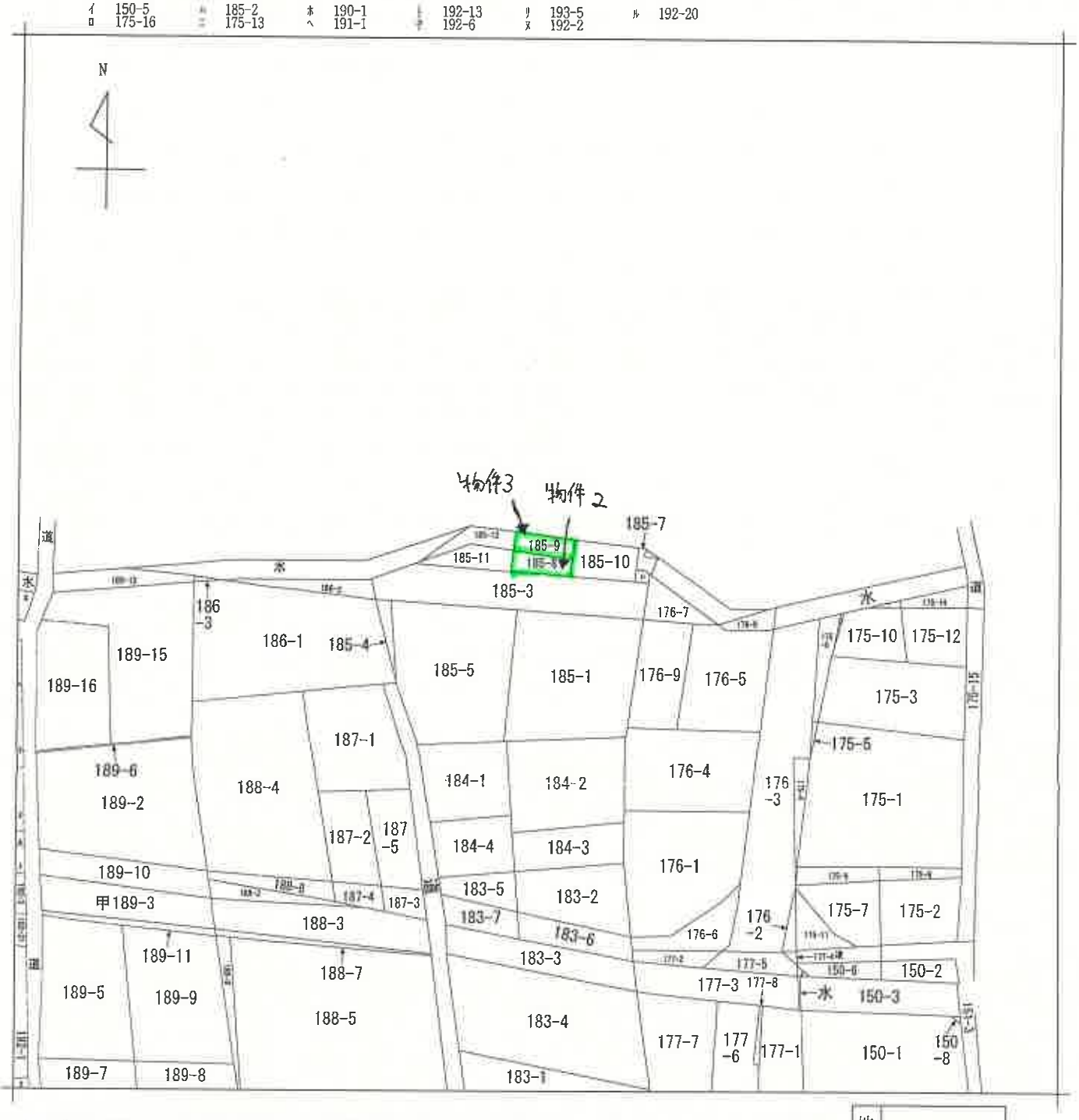

（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	境栄

A3をA4に縮小コピー

請求部分	所在	伊勢崎市境栄字二枚橋			地番	185番8		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（前橋地方法務局伊勢崎支局管轄）

令和7年8月26日

新潟地方法務局

登記官

請求番号：14-3

(1/1)

（7 枚目）

登記年月日： 平成30年3月6日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（前橋地方法務局伊勢崎支局管轄）
令和７年８月26日　新潟地方法務局　登記官

（８枚目）

A3をA4に縮小コピー

各階平面図

家屋番号	８６３番２
建物の所在	伊勢崎市境栄８６３番地２

建物図面
各階平面図

1階

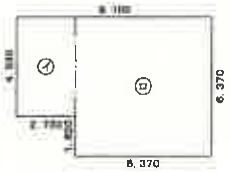

求積表

㋑	2.730 ×	4.550	=	12.421500
㋺	6.370 ×	6.370	=	40.576900
			計	52.998400

床面積　52.99 ㎡

2階

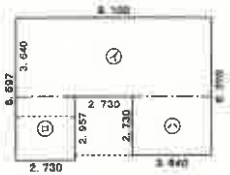

求積表

㋑	9.100 ×	3.640	=	33.124000
㋺	2.730 ×	2.957	=	8.072610
㋩	3.640 ×	2.730	=	9.937200
			計	51.133810

床面積　51.13 ㎡

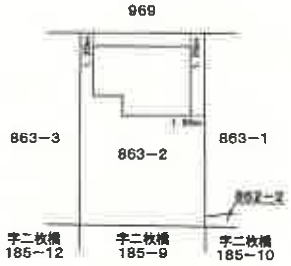

作成者		縮尺	1/250	申請人		縮尺	1/500
作成年月日	平成３０年３月５日作製						

請求番号：14-2

土地建物位置関係図

←○ 写真撮影位置・方向

S＝1:500

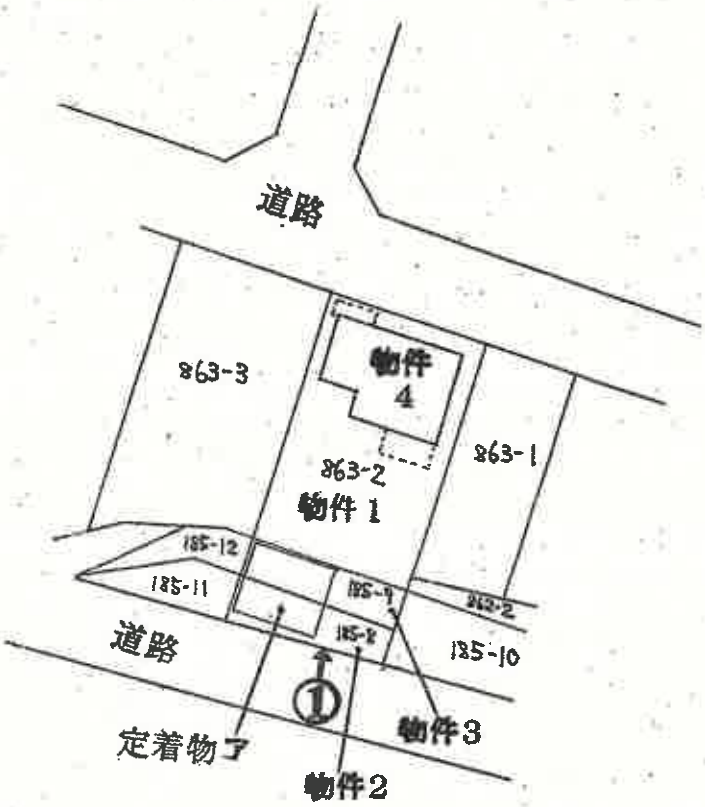

当該図面は現地概測等に基づき作成したものであり、実測図ではありません。

間　取　図

←○ 写真撮影位置・方向

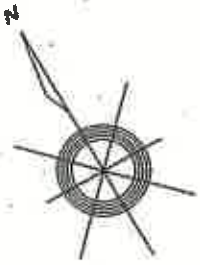

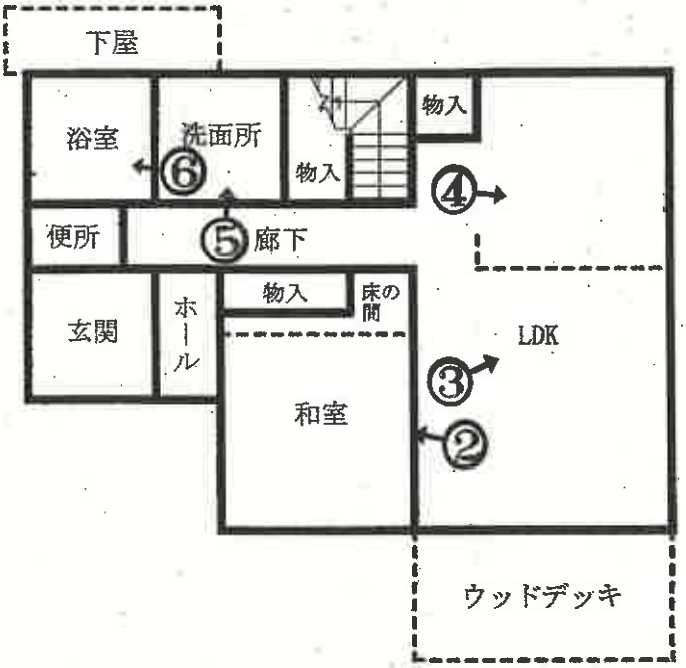

物件4
1階

物件4
2階

1

2

3

4

5

6

7

8

令和 7 年（ケ）第 88 号
令和7年10月29日外現地調査
令和7年11月27日評価
評価書番号 第 3795 号

前橋地方裁判所民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

田 中 聡 一 印

第１　評価額

一　括　価　格		
金 8,850,000 円		
内　訳　価　格		
物件１	（土地）	金 1,330,000 円
物件２	（土地）	金 190,000 円
物件３	（土地）	金 180,000 円
物件４	（建物）	金 7,150,000 円

１　一括価格は、物件1～4 の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
３　土地の内訳価格は地上建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登　　記	現　　況
1	所　　在 地　　番 地　　目 地　　積	伊勢崎市境栄 863番2 宅地 207.70 ㎡	同左
2	所　　在 地　　番 地　　目 地　　積	伊勢崎市境栄字二枚橋 185番8 宅地 29.39 ㎡	同左
3	所　　在 地　　番 地　　目 地　　積	伊勢崎市境栄字二枚橋 185番9 宅地 28.23 ㎡	同左
4	所　　在 家屋番号 種　　類 構　　造 床 面 積	伊勢崎市境栄　863番地2 863番2 居宅 木造ルーフィングぶき2階建 1階　52.99 ㎡ 2階　51.13 ㎡	同左

番号	特　記　事　項
	なし

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件1～3）

<table>
<tr><td>位置・交通</td><td colspan="2">東武伊勢崎線境町駅の南東方道路距離約1.3ｋｍ
（別添「位置図」参照）</td></tr>
<tr><td>付近の状況</td><td colspan="2">一般住宅、併用住宅、アパート等のほか空地が介在する郊外の住宅地域。周辺街路の状態はやや優る、中心地・主要施設等への接近性は普通。地勢はほぼ平坦で起伏はない。地域に特段の変動要因はなく、当面は現状維持傾向で推移すると見込まれる。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">主な公法上の規制等（道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）</td><td>都市計画区分</td><td>市街化区域</td></tr>
<tr><td>用途地域</td><td>第1種住居地域</td></tr>
<tr><td>建ぺい率</td><td>60　％</td></tr>
<tr><td>容積率</td><td>200　％</td></tr>
<tr><td>防火規制</td><td>－</td></tr>
<tr><td>その他の規制</td><td>伊勢崎市景観まちづくり条例
都市機能誘導区域外
居住誘導区域内
洪水浸水想定区域（粕川、0.5～3.0m未満）</td></tr>
<tr><td>画地条件</td><td colspan="2">地　　積：　265.32 ㎡
間口・奥行：　北東　側間口約　12　m、奥行約　24　m
形　　状：　長方形地
接道状況：　二方路
そ の 他：　画地内はほぼ平坦、現況では南西側から出入りしている。</td></tr>
<tr><td>接面道路の状況</td><td colspan="2">北東側幅員約6.0m舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）から約0.2m高く接面し、南西側幅員約5.1m舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）とほぼ等高に接面する二方路地。</td></tr>
<tr><td>土地の利用状況等</td><td colspan="2">対象地
<table><tr><th>範　　囲</th><th></th><th>利用状況</th><th>占有者</th><th>土地利用権等</th></tr><tr><td>物件1</td><td>207.70 ㎡</td><td>物件4建物敷地</td><td>土地所有者</td><td>法定地上権</td></tr><tr><td>物件2</td><td>29.39 ㎡</td><td>物件4建物敷地</td><td>土地所有者</td><td>法定地上権</td></tr><tr><td>物件3</td><td>28.23 ㎡</td><td>物件4建物敷地</td><td>土地所有者</td><td>法定地上権</td></tr><tr><td>目的外建物</td><td colspan="4">なし</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>供給処理施設</td><td colspan="2">水　　道：　あり
ガス配管：　なし
下 水 道：　あり
（注）供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</td></tr>
</table>

特記事項	物件2及び3については地籍調査が未実施の地域であり、規模は縄延び・縄縮みの可能性もあるが、測量を行っていないため、登記地積を採用する。 最先担保権設定時に物件4建物は存在し、所有者は同一であるので物件1～3土地全体に法定地上権が成立する。 次のとおり定着物が所在している。 　定着物ア　……　物件2北西側及び物件3北西側 　　鋼製　カーポート　約28.91㎡ 画地中央に庭木が所在している。 画地南東側端部に電柱が所在している。 画地内に雑草が見られる。 画地北西側境界付近、北東側境界付近び南東側境界付近にコンクリートブロックによる塀及びフェンスが設置されているが、調査時における目視では崩壊の危険性・修繕の必要性は認められない。 本件土地に周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届出はない。また、土地の登記記録によると従前の土地利用の状態は農地であったと思料される。よって、土壌汚染の端緒は確認できなかった。

2　建物の概況及び利用状況等（物件4）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：　平成29年11月14日　新築 経　過　年　数　：　約　8　年 経済的残存耐用年数　：　約　17　年
仕　　様	構　造　：　木造 屋　根　：　ルーフィングぶき 外　壁　：　サイディング　等 内　壁　：　クロス　等 天　井　：　クロス　等 床　：　畳、フローリング　等 設　備　：　電気、ヒートポンプ給湯機、衛生　等 その他　：　オール電化　等
床面積（現況）	1階　52.99 ㎡ 2階　51.13 ㎡ 延　104.12 ㎡
現況用途等	現況用途：　居宅 間取り：　４ＬＤＫ（別添「間取図」参照）
品　　等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	建物所有者が空き家として占有している。
特記事項	次のとおり設備がある。 設備イ　……　物件4屋根上ほか　太陽光発電設備　約5.5ｋｗ 設備ウ　……　物件4 2階納戸西側　蓄電池　約6.5ｋＷｈ 上記はいずれも売却対象外であるので、買受人は留意する必要がある。 当該建物は新築時には建築確認を受けており（平成29年8月29日、第指592号）、検査済証の交付（平成29年11月14日、第17UDIW建06494号）もある。

第５　評価額算出の過程
１　基礎となる価格

①　建付地価格（物件1～3）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格(円/㎡) ア	個別格差 イ	地積(㎡) ウ 利用状況	㎡	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	27,000	1.03	物件4建物敷地	207.70	0.90	5,199,000
2	27,000	1.03	物件4建物敷地	29.39	0.90	736,000
3	27,000	1.03	物件4建物敷地	28.23	0.90	707,000

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査　伊勢崎(県) -22

基準地価格		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
27,700 円/㎡	×	99.6 /100	×	100/ 102	×	100/ 100	＝	27,000 円/㎡

◇　時点修正　：　基準地価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。
◇　標準化補正：　方位西向き等を考慮した。
◇　地域格差　：　街路・交通接近・環境・行政的条件格差等を考慮した。

イ　個別格差

1～3　：　1.03　　二方路、方位北東向き、雑草繁茂、庭木・定着物等含む

ウ　地　　積　：　登記数量による。

エ　建付減価　：　建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

②　建物価格（物件4）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

番号	再調達原価(円/㎡) ア	現況延床面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
4　(主)	158,000	104.12	0.540	8,884,000

ウ　現価率（減価修正）

物件番号		耐用年数に基づく方法（定額法）（定率法）		観察減価法		現価率
4　(主)	：	[1-{(1-5.0%)×{8/(8+17)}} + (5.0%)^{8/(8+17)}]/2	× (1-	0.00	) ＝	0.540

観察減価　：　経年相応と査定

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

番号	建付地価格（円）ア 利用状況		土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円）ア×イ
1	物件4建物敷地	5,199,000	0.55	法定地上権	2,859,000
2	物件4建物敷地	736,000	0.55	法定地上権	405,000
3	物件4建物敷地	707,000	0.55	法定地上権	389,000
土地利用権等価格（合計）					3,653,000

イ　土地利用権等割合：　土地利用権等を上記のとおり判定し、その割合を0.55と査定した。

②　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円）ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円）イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円）（ア±イ）×ウ×エ×オ
1	5,199,000	-2,859,000		0.95	0.60	1,330,000
2	736,000	-405,000		0.95	0.60	190,000
3	707,000	-389,000		0.95	0.60	180,000
4	8,884,000	+3,653,000	-	0.95	0.60	7,150,000
一括価格（合計）						8,850,000

ウ　占有減価修正　：　必要なし

エ　市場性修正　：　設備の一部が売却対象外であることによる流通性低下を上記の通り査定した。

オ　競売市場修正　：　第２の評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮の上、上記のとおり査定

第６　参考価格資料

地価調査価格	：	伊勢崎　（県）　－　22
所　　在	：	伊勢崎市境字町並476番4
価　　格	：	27,700　円/㎡
位　　置	：	東武伊勢崎線境町駅の南方道路距離約600m
価格時点	：	令和7年7月1日
地　　積	：	295　㎡
供給処理施設	：	水道
接面街路	：	西　5.5　m　市道
用途指定等	：	市街化区域　、　第1種住居地域 （　建ぺい率　60 %　、　容積率　200 %　）
地域の概要	：	一般住宅、店舗等が混在する既成の住宅地域

第７　附属資料

1　位置図
2　公図写
3　土地建物位置関係図
4　間取図

位置図

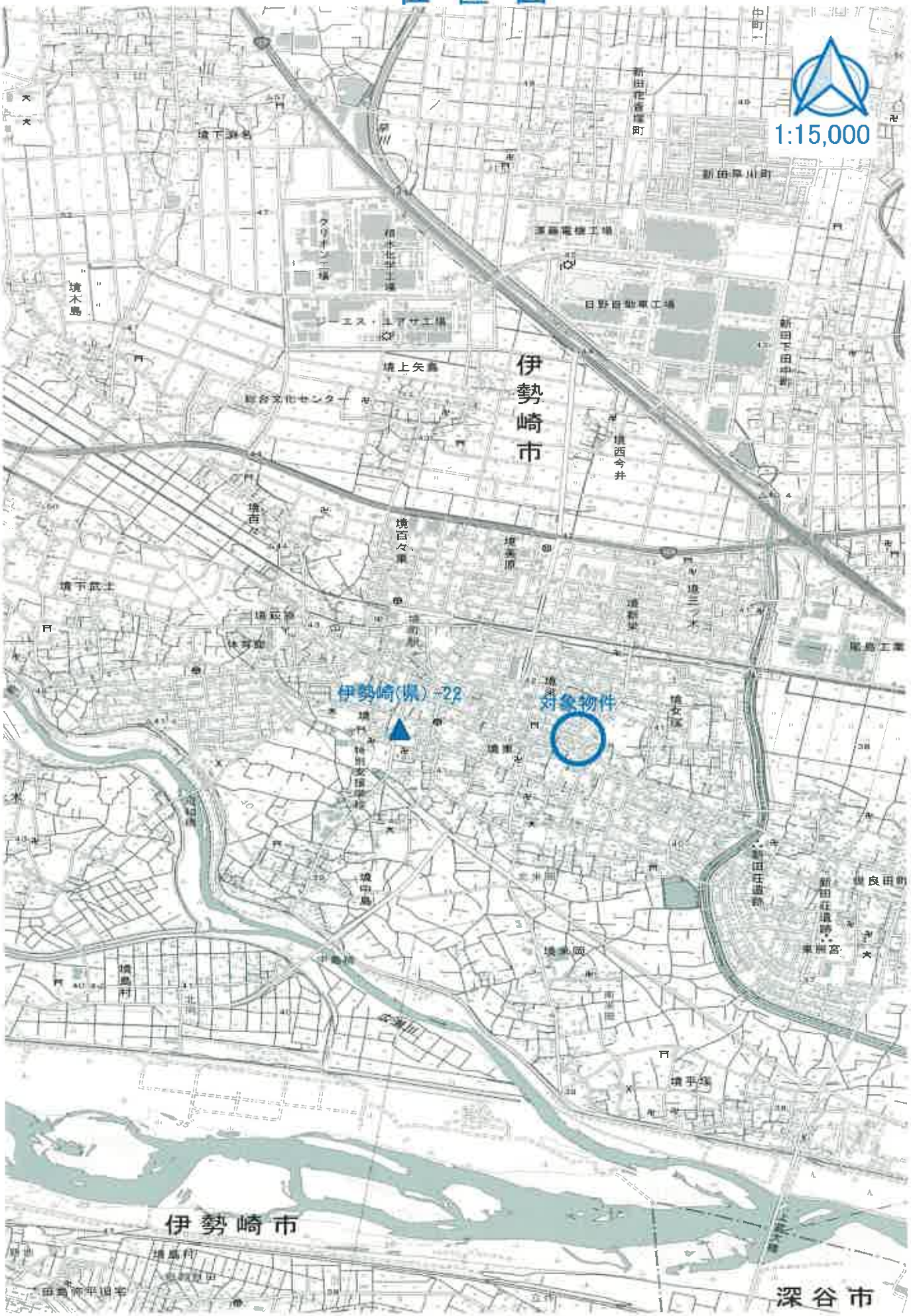

出典：国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html)「地理院地図」、一部追記

公　図　写

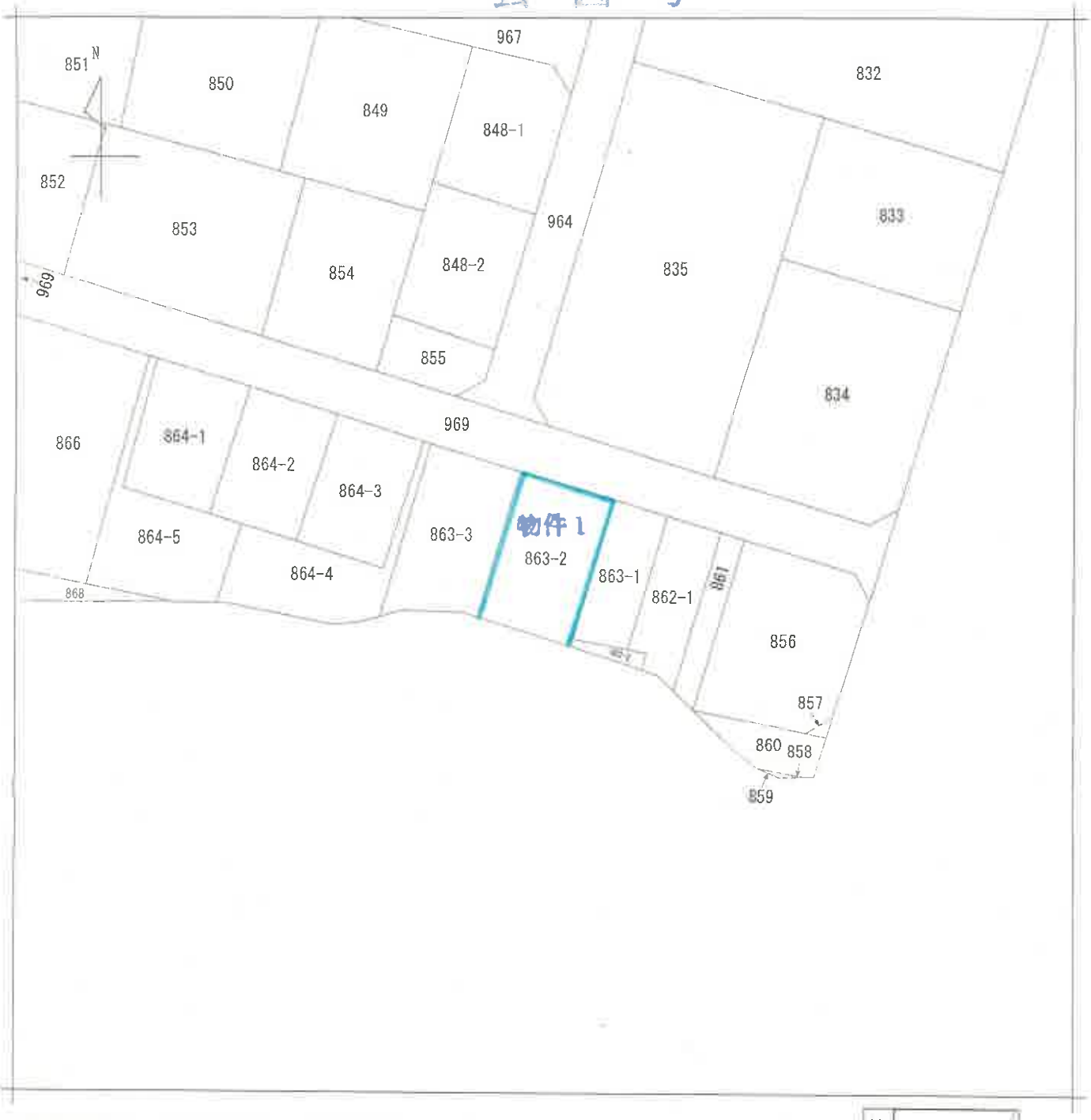

（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	境栄

請求部分	所　在	伊勢崎市境栄				地　番	863番2		
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和50年12月13日			備付年月日（原図）		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（前橋地方法務局伊勢崎支局管轄）

令和7年8月26日

新潟地方法務局

登記官

請求番号：14-1

（1/1）

A3をA4に縮小

公　図　写

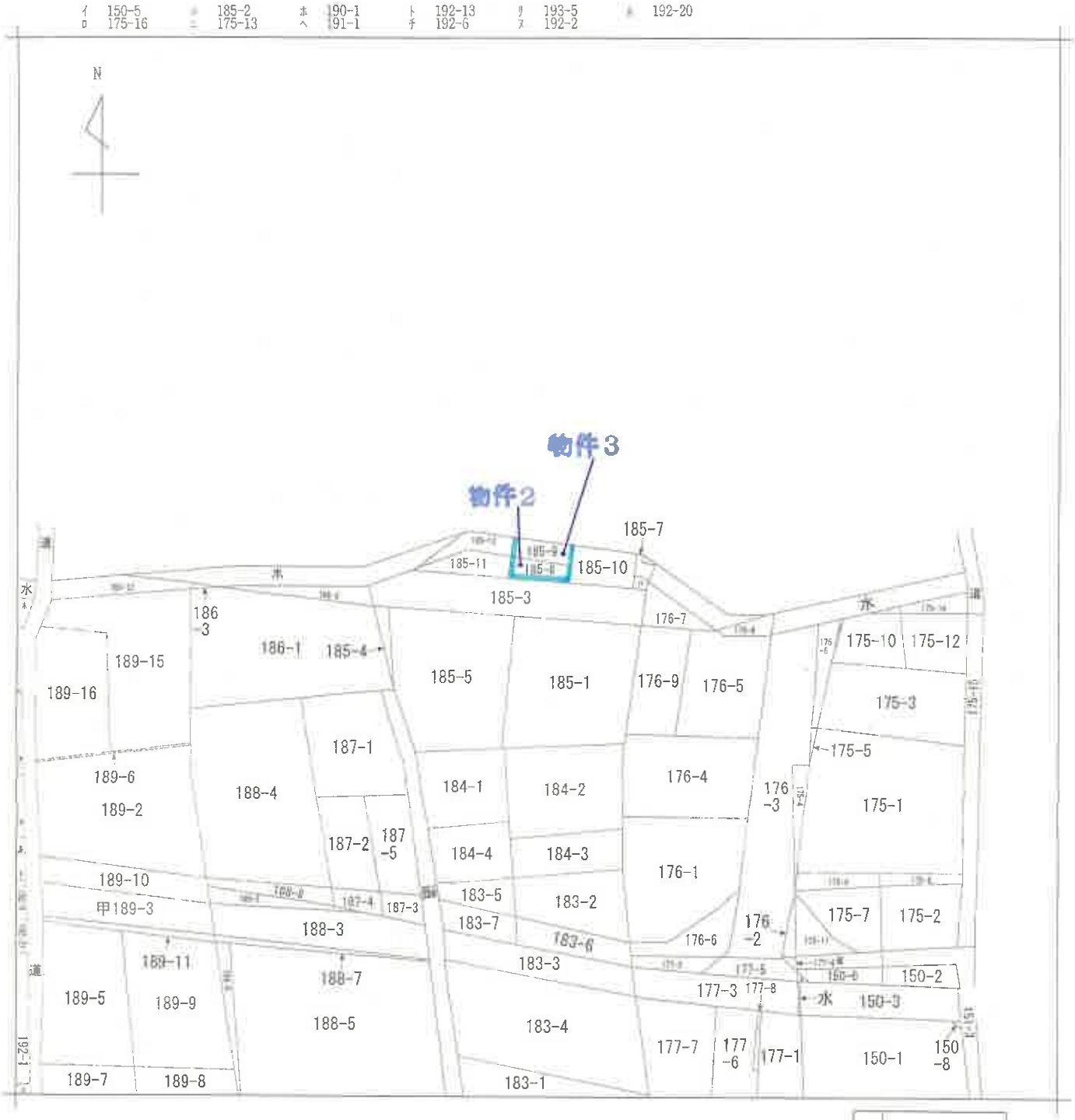

（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	境栄

請求部分	所　在	伊勢崎市境栄字二枚橋					地　番	185番8	
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（前橋地方法務局伊勢崎支局管轄）

令和7年8月26日

新潟地方法務局

登記官

請求番号：14-3

（1/1）

A3をA4に縮小

土地建物位置関係図

S＝1:500

当該図面は現地概測等に基づき作成したものであり、実測図ではありません。

間　取　図

物件4
1階

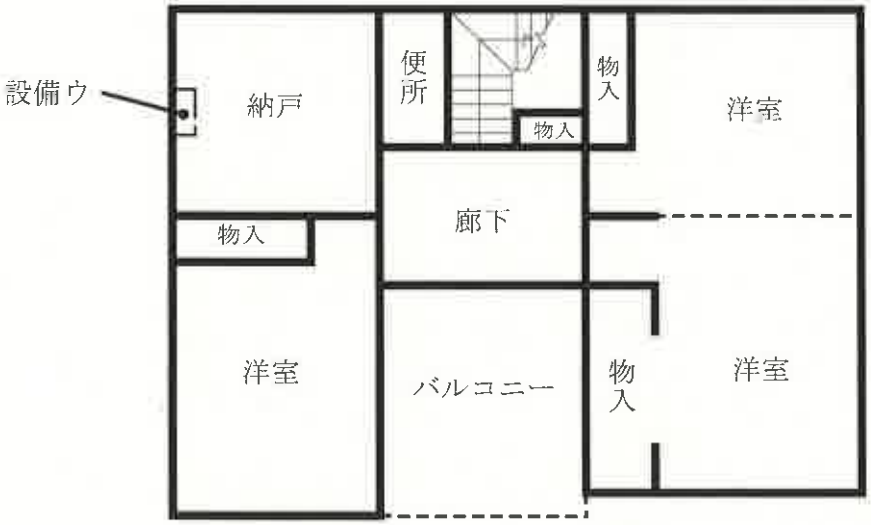

物件4
2階